

広島県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十三年一月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
山県郡北広島町蔵迫字五 山県郡北広島町蔵迫字五 五七五番二地先から 五七八番一地先まで	一一・八〇〇 一三二・〇〇〇	一四・五〇〇 一一二・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 一般国道四三三 号と重複 不用物件延長 九七・〇〇メ ートル
	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
山県郡北広島町蔵迫字五 山県郡北広島町蔵迫字五 五七五番二地先から 五七八番一地先まで	六・〇〇〇 二・六〇〇	一四・五〇〇 一一二・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
	一六三・〇〇	一五〇・〇〇	

新
一 二・八〇 三・〇〇
一五〇・〇〇
ダブルウェイ 解除 一般国道四三 一号と重複 三号と重複 不用物件延長 九七・〇〇メ ートル